

つくばみらい市議会 総務常任委員会会議録

平成 21 年 9 月 7 日 開会

平成 21 年 9 月 7 日 閉会

つくばみらい市議会

つくばみらい市議会総務常任委員会

平成21年9月7日 午後1時30分開会

出席委員

委員長	神立精之君
副委員長	海老原弘君
委員	松本和男君
委員	山崎貞美君
委員	今川英明君
委員	豊島葵君
委員	中山平君

欠席委員

なし

出席議員

2番	坂	洋子君
4番	染谷礼子君	
12番	古川よし枝君	
18番	川上文子君	

出席説明者

総務部長	古谷安史君
総務課長	堤有勝三君
総務課長補佐	飯泉勝宏君
財政課長	大久保明一君
財政課長補佐	古谷隆夫君
人事課長	森伸次君
人事課長補佐	中村滋成君
税務課長	沖田照雄君
税務課収納対策室長	海老原貞夫君

出席議会事務局職員

事務局長	井波進君
事務局長補佐	関俊明君
書記	大野隼人君

議事日程

平成21年9月7日(月曜日)
午後1時30分開会

1. 協議案件

- 1) 議案第44号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算(第4号)
- 2) その他

午後 1 時 3 0 分開会

○委員長（神立精之君） どうも皆さんご苦労さまでございます。

大変この暑い中、また何かとお忙しい中、この総務常任委員会にお集まりいただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまより総務常任委員会を開催するわけではありますが、今回の総務常任委員会に対しましては、陳情並びに請願の審議はございませんので、お手元に配られておりますようにこれから行っていききたいと思います。

ただいまの出席委員は 7 名でございまして、全員出席で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に、議会事務局職員、総務部長、関係課長及び職員が出席です。

これより議事に入ります。

なお、議案説明については簡潔にお願いをいたします。

まず、議案第 44 号 平成 21 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 4 号）の総務常任委員会所管部分を議題といたします。

議案第 44 号について説明を求めます。

○総務部長（古谷安史君） ご苦労さまでございます。

今回、一般会計の補正ということをお願いをしておございまして、説明につきましては、総務部所管ということで、歳入の方で財政課長、歳出の方で人事課長、税務課長、そして総務課長という順番でご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○財政課長（大久保明一君） それでは、財政課の方から歳入の方をご説明します。

議案書の議案第 44 号の 8 ページをお開きください。

真ん中ほどですが、款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 7 総務費国庫補助金の部分です。こちらにあります地域活性化経済危機対策臨時交付金 3,658 万 9,000 円ですが、こちらについては 7 月に補正をお願いした部分の残りの部分でして、わかりやすいような形で、お手元の方に A 4 判の一枚ペラのものをおつけしてあります。その一番下の部分にあります 9 月補正予算計というところでありまして、総事業費は 5,789 万 9,000 円、経済対策分が 3,658 万 9,000 円ということで、一財がこのうち 2,131 万円含んでおります。

歳出については、教育民生常任委員会所管の部分が 3 件あります。

次に、9 ページの方に移ります。

真ん中辺に、諸収入、雑入の節 4 雑入の自動車損害共済金であります。こちらにつきましては、ことしの 5 月に報告をした庁用車の車両事故による損害金が収入されました。34 万円という部分が財政課所管のものです。

以上、2 件になります。

○人事課長（森 伸次君） それでは、人事課より、補正予算歳出の部分につきましてご説明をいたしたいと思います。

議案書の議案第 44 号の 10 になります。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、4 節共済費になりますが、こちらにつきましては、1,312 万 9,000 円の増額補正ということになります。

説明といたしましては、共済組合の追加費用ということになっております。この共済組合の追加費用についてご説明をしたいと思います。

我々の地方公務員の年金になりますが、こちらにつきましては、昭和 37 年の法律改正に

よりまして、現行制度で支給されているものと、旧制度を引き継いで支給されているものと2種類ございます。現行制度の年金につきましては、組合員からの掛け金及び地方公共団体からの負担金により賄われておりますが、旧制度の期間については、全額地方公共団体が負担することとなっております。この費用のことを追加費用といいます。

この追加費用につきましては、毎年総務省で総務大臣が告示をしまして、追加費用の負担率というのが示されます。その負担率によって地方公共団体が全額負担しておるわけですが、この負担率につきましては、毎年国が2月ごろに決定をしまして、地方公共団体に翌年度の率を通知いたします。そういうことで、新年度の予算の算定期間には間に合わなくなっておりまして、前年度の負担率に応じて算定して予算を計上しております。

平成20年度の負担率につきましては36.2%という数字であったんですが、今年度の負担率は47.7%とかなりふえまして、昨年度より比較しますと32%の増加になっております。ということで、当初予算に不足が生じるため、補正をするものであります。当初予算につきましては4,893万円ほど計上しておりますが、今回補正としまして1,312万9,000円の増額となっております。

負担金の増額理由については、明らかにされてはいないんですが、この負担金の総額を求める際に、職員の給料月額、その12カ月分ということで算定をすることになっておりまして、行政改革が進む中、職員数の削減、団塊の世代の退職等が重なり合いまして、総額の金額が少なくなってしまうことによって増額したものと思われる。

以上、今回補正ということで上程させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（神立精之君） 税務課長、お願いします。

○税務課長（沖田照雄君） 税務課です。同じページになります。上から2番目の枠の2款総務費の2項徴税费、2目の賦課徴収費でございまして、56万1,000円の増額の補正であります。これはコンビニ収納事務の滞納分を実施する経費でございまして。

皆様ご承知のとおり、今年度から既に現年度分につきましては実施をしましたが、過年度については延滞金等の関係で課題があったんですけれども、それを何とかクリアすることができましたので、今回、滞納分につきましてもコンビニ納付できるようにということで早期に実施するものでございます。

節の内訳でございまして、需用費21万6,000円は、消耗品として再発行の納付書の用紙分でございます。次の委託料18万9,000円は、コンビニ収納電算委託料で、茨城計算センターに委託分であります。次に、備品購入費15万6,000円はレーザープリンター機器分でございます。

ちなみに、現年度のコンビニ納付状況でありますけれども、7月末現在であります、固定資産税につきましては、1期分で1万9,162件ありまして、そのうちコンビニで納付された方が1,922件ということで、10.03%でございまして。

軽自動車税につきましては、納期が1回しかありませんけれども、1万7,749件のうち3,374件が納付されまして、19.01%でございまして。

市県民税でございまして、1期で1万565件中、1,585件がコンビニで納付されました。率は15%になります。

何分にも収納率の向上を図るための今回の補正であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（神立精之君） 次は、総務課長、お願いします。

○総務課長（堤 有三君） 同じページのその上なんですが、総務費、総務管理費の一般

管理費ということで、補償補てん及び賠償金ということで50万円今回補正しました。これは、前にも交通事故、印鑑の破損等でやっていました。そのお金が50万円予算とっていたんですが、なくなっちゃうということで、今回50万円補正ということです。

続きまして、44号の14ページですか、8の消防費、消防費の防災対策費ということで88万3,000円の補正ということなんですが、これはつくばみらい市の地域防災計画というものを20年4月に策定されまして、ことしの4月に茨城県の地域防災計画の修正に伴いまして計画書の一部修正をするということで、これを印刷製本費と委託料という形で分けまして、今回補正することになりました。これは200部ほどありまして、議員の皆様にも既にお配りしてあるものと思いますので、今後また修正しましたら、その箇所をお配りしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（神立精之君） これで説明が終わったわけですが、これより議案第44号に対する質疑及び意見を行います。

質疑のある方はお願いします。

はい、松本委員。

○委員（松本和男君） 質問というよりも、最近は、車の事故、あれが専決でよく出るんだけど、前よりも最近はいつも出てくるんだね。その辺注意した方がいいんじゃないかなと思いますね。この前もやって、また出てくる、また出てくるんだよ。いつもやっている。そういうところもお願いします。

○委員長（神立精之君） はい、財政課長。

○財政課長（大久保明一君） 公用車の利用につきましては、皆さんに事故等ないように、財政課にかぎがありますので、かぎを持っていくときにそのようなことで皆さんにお願いをしているところなんです、なかなかうまく浸透していかない部分もありまして、なお、また引き続き皆さんに事故のないようにお願いをしてまいりたいと思います。

○委員長（神立精之君） ほかに。

海老原委員。

○委員（海老原 弘君） 森課長の方だと思うんですが、さっき説明があった共済組合、昔との絡みがよく理解できなかったんですが、説明もあったんですが、こっちとしては、とらえどころがないところで上がっちゃうような感じなので、今後ともそういうおそれはないですか。

○委員長（神立精之君） はい、人事課長。

○人事課長（森 伸次君） お答えいたします。

今、海老原委員から質問がございました件なんです、当初に説明をしましたが、公務員の年金について、昭和37年に法律が改正されたということで、現行の制度でもらっている方たちと、古い制度でもらっている方たちと、二通りあるということで制度が変わっているようです。新しいものは、自分たちの負担金を納めた掛金なんかでそれはもらっていると。

ところが、古い制度については、37年の法改正があったときに、制度は引き継がないという法律改正のようなんです。その分については、地方公共団体が負担しなくちゃいけないということのようなんです。そういうふうに決まっております、私どもでも詳しく個別的な内容まではちょっとわからないんですが、そうしますと、昭和37年の当時

に市役所とか役場とかに入っただけの方たちが、18歳、19歳だった方たちが、ちょうどこし65歳を迎えるという時期のようなんですね。そういうことで、今後は、この金額についてはそういう部分で言えば減少するかもしれませんが、ただ、先ほど説明しましたように、基礎となる職員数が少なくなっちゃっているということで、年金についてはもともともらっている方たちの額が下がらないという状況ですから、今後もこの数値については流動的だと思うんですが、毎年総務大臣が告示をしまして数値が出ていまして、こしは47.7、去年は36.2、その前は39.8、その前は42.9ということで毎年ふえたり減ったりしていると。今までは人件費の中で特段の補正もしないでできたということもあったのかもしれませんが、今回の場合は特別11%もふえてしまいましたので、補正をすることになっているんですが、制度自体がそういうことで二つの制度があって、市町村が負担しなくてはならないという古い制度のものを引き継いでいるということになっておりますので、どこの市町村も同じように負担はしているという状況になっております。

もっと細かく言いますと、茨城県においては、水戸市だけは数値が違っていて、もっと高い負担率になっております。これもどういうわけか、そこまでちょっと研究してなくてわからないんですが、制度自体がそのようになっているということまでしか説明できないんですが、すみませんが。

○委員（海老原 弘君）　じゃあ、政権変わったから、我々が国まで行って聞いてくるということもあれかな。それは冗談ですけども、わかりました。

○委員長（神立精之君）　ほかにありましたら。

豊島委員。

○委員（豊島 葵君）　要望とかお願いとか、そういうことなんでしょうけれども、交通安全対策というのは、さっきもちょっと話したんですけども、これは総務課のあれだと思うんでしょうけれども、近ごろ市道が、これは建設課の所管なんですけれども、かなり穴あいたりしているところがあるわけだ。うちの方もあったので、今、建設課の方で砂利だけは入れてもらったりしているわけなんですけれども、なかなか予算がなくて工事が要望に対しておくれしているということで、砂利だけ入れてくれということで、砂利だけということをお願いしてあるわけだけれども、建設課ばかりでなく、車でどの課も市内を歩いているわけだね。年じゅう、つくばみらい市の車は、1日何回も私なんかも行き会うわけですから、課に関係なく、道路とか、交通安全に対しての危険な場所とか、そういうのがあったら各課に適切に助言をして、これは総務部長にお願いしたいんでしょうけれども、さっきの事故とかそういうのも、道路の関係もあると思うんですよ。ですから、すぐにできないという、要望に対して経済面で苦しいということで、なかなかすぐに昔みたいに対応できないということがあると思うので、やはり危険な場所だけはちゃんと補修、臨時職員がこの前のあれでも2人ばかり入ったということなんでしょうけれども、そればかりでなく、みんなで気がついたところは建設課なりそちらへ進言して、危険をなくすように、あるいは事故のないようにということでみんなでやっていただきたいということを要望しておきます。

○委員長（神立精之君）　海老原委員。

○委員（海老原 弘君）　今の豊島委員の関連で、たまたま私、個人的なことですけども、損害保険屋やっているので、一度前に聞いたことがあるんですが、市の車の保険の入り方は、民間の我々が扱っているのと違っているという話を聞いたことがあるんですが、実際はどうなんですか。一般の民間の保険会社へ入っていらっしゃるんですか。何か共済

的なものではないかというようなことを、一般の市民から聞いたことがあるんですが、その辺を。

○委員長（神立精之君） 財政課長。

○財政課長（大久保明一君） 今の保険の関係のご質問なんですが、これについては、例えば一般の保険会社さんですと、あいおい損保とかありますけれども、そういう民間の会社ではなく、全国の町村会が……

○委員（海老原 弘君） いわゆる共済ですよ。

○財政課長（大久保明一君） そういうふうな……

○委員（海老原 弘君） 団体が扱うのは、農協とか何でも共済というのが普通ですよ。

○財政課長（大久保明一君） 民間の会社がつくってある損害保険会社ではないんですが、全国町村会というところが窓口になっていまして、ただ、その受けているもとは一般の保険会社等がその事業を受けている部分があると。

○委員（海老原 弘君） その中身ではなくて、保険の中身がわからないですか。例えば民間では対人、対物、車両ですか、そういうふうなシステムでやっているんですけれども、市の保険の入り方はどういうふうになっているんですか。

○総務課長（堤 有三君） 総務の方で、昨年というか、今回3件ほど払っていますけれども、今、財政課長の方からありましたけれども、全国町村会総合賠償補償保険というんですけれども、保険料は1人当たり62円70銭で、4万人口掛けますと278万3,000円ほど掛金払っているわけなんです、この内容は……

○委員（海老原 弘君） 市民の数ですか。

○総務課長（堤 有三君） この保険料は。

○委員（海老原 弘君） 保険料を割り出すのは。

○総務課長（堤 有三君） はい。それで身体賠償保険が1億円、対物といいますか、それが2,000万円と。その型に入っていますね。

〔「それ損害……」と呼ぶ者あり〕

○委員（海老原 弘君） そうすると、1台ずつ入るわけではないの。

○財政課長（大久保明一君） 今、総務課長の方からお話をした部分は、人的な被害を被った場合の保険でして、車の方の部分は車の方で1台ずつそれぞれ入っています。

それで、その受けているもとが、一般の保険会社ではなくて、全国町村会という形で全国の組織がありまして、そこが受け皿になっています。

○委員（海老原 弘君） ですから、その保険の中身は、私が言った、いわゆる民間の対人、対物、車両とかというのはどうなっているのかなと。

○委員長（神立精之君） それでは、確認して、あやふやな話していたってしょうがないから、ちゃんとした話を答える方法で。

○委員（海老原 弘君） 書いたのがあれば、それでもいいですよ。

○委員長（神立精之君） 調べるまで暫時休憩とします。

午後1時57分休憩

午後2時06分開議

○委員長（神立精之君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、課長お願いします。

○財政課長（大久保明一君） 済みません、お時間をいただきまして。

市の車につきましては、財政課所管で入っています保険が83台あります。バスとかも入っていますので、1台に平均しますと約3万円ぐらいです、保険金は。対人が無制限、対物が1,000万円、車両につきましては、新車から経年変化してそれぞれの車両価格がありますので、個別になります。保険会社は、財団法人全国自治協会という会社になります。

以上です。

○委員長（神立精之君） ほかにありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（神立精之君） なければ、議案第44号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

続いて、予算編成に対する要望書を議題といたしたいと思います。

執行部はご苦労さまでした。

〔執行部退場〕

○委員長（神立精之君） それでは、予算に対する要望ということですが、ここの総務常任委員会では四つの要望が出ているわけですが、交通安全対策の推進ということで、これが今度部署が変わるらしいんですよ。これを局長の方から説明をお願いします。

○議会事務局長（井波 進君） それでは、予算編成に対する要望についてということで、前年度、21年度に向けての予算編成の要望なんですけれども、総務常任委員会では四つ要望してございまして、そのうちの2番目の交通安全対策の推進と施設の整備という部分につきましては、事務局の本当に私のミスでありまして、20年4月1日から市の方の組織機構が変更になりました。もともとは市民部というのがありまして、その生活環境課でこの部分を担当していたわけなんですけれども、それが市民経済部の方に所管が移りまして、生活環境課は変わらないんですけれども、その部分として、総務常任委員会ではなくて経済常任委員会の方に所管がかわったものでございます。ですから、今回、22年度の予算編成に当たりまして、この2番の交通安全対策の推進と施設の整備という交通安全関係の部分については、経済常任委員会の方の所管になろうかと思っておりますので、よろしく協議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（神立精之君） 以上、説明があったわけですが、そういうことで所管がかわったということなので、これもだめだというわけにもいかないの、そのようにしたいと思います。

あとの残りを総務常任委員会ということで要望いたします。

○委員（松本和男君） 下に教育、経済とあるけれども、その部分から総務の方にくるものはないんですか。それが変わっただけ、交通安全だけが経済にいくと。

○委員長（神立精之君） 一つこれがなくなったんだから、違うやつをつけ足してもいいと思うんだよな。

局長の方から追加説明があるということなので、お願いします。

○議会事務局長（井波 進君） 合併してから、合併前も行われていたと思うんですけれども、合併してからもずっと行っておりまして、基本的には今までは任意の要望ということで、議会の本会議場で議決をして市の方に要望していたものではないので、期限がないんです。一応任意的に市の方に要望をしていたということでございまして、ですから本会

議までにこれが必要であるとかということでは、今のところありません。

ただ、今後、皆さんの意向で、議員さんの意向で、議決を経て要望すべきだということであれば、そのような方法ももちろんとれるわけですが、そういうような要望ですので、よろしくお願いいたします。

○委員長（神立精之君） はい、豊島委員。

○委員（豊島 葵君） 今ちょっと議長とも話したんだけど、一つなくなりましたので、住民サービスの向上とあるでしょう。あと行政改善の推進、行政改革の一層の推進とか、二つに分ければいいんじゃないですかね。住民サービスの向上と住民参加の市政とか、そういうのを一つにして、もう一つは行財政改革の一層の推進とかということで、これ二つに分ければちょうど四つになりますので、ほかとのバランスもあるから、あんまり少なくなっちゃってもしょうがないので、ほか七つもあるんだから、ここを半分に分けて、行財政改革のなお一層の推進とか、うまい文面つくって一つにして、あと住民サービスの向上と住民参加の行政の実現とか、行政に対するやつだから、住民参加の行政とか、そういうような文面、何か適当なうまい文面があったらお願いしたいんですけども、二つに分けましょうよ。

○議会事務局長（井波 進君） そうすると、1番目は住民サービスの向上の推進、2番目としては住民協働のまちづくりの推進、ともに働いてまちをよくしましょうというような、協働のまちづくりの推進、それから効率的な行財政改革の推進。

〔「これでいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○議会事務局長（井波 進君） 一応今言ったような感じでつくって、後でまた配らせてもらって、了解してもらえば、もし直した方がいいということであればまた。

○委員長（神立精之君） じゃあ、それでお願いします。

○議会事務局長（井波 進君） はい、了解しました。

○委員長（神立精之君） 今出たことは局長の方をお願いしておきましたので、後ででき上がり次第皆さんに配付いたします。

ほかに何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（神立精之君） なければ、これで本委員会の審査案件は全部終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任をお願いいたします。

以上で総務常任委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後2時17分閉会

つくばみらい市議会委員会条例第60条第1項の規定により署名する

平成21年9月7日

総務常任委員長